

# 『遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を定める件（案）』に対する意見公募（パブリックコメント）の結果 について

令和 3 年 9 月 30 日  
環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

環境省では、『遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を定める件（案）』について、令和3年5月14日（金）から令和3年6月14日（月）までの期間、御意見を募集したところ、計5件の御意見をいただきました。お寄せ頂いた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜集約及び要約させていただいております。

御意見をお寄せ頂きました皆様に御礼を申し上げます。

	主な意見の概要	意見に対する考え方
1	以前から、性能評価型の点検回数は、処理方式名が生物ろ過法や担体流動法において、現施行規則において表記されている接触ばっ気方式と同等であると判断し、その回数を適用してきましたが、今回の通知を出される際に、性能評価型の処理方式もうまく当てはまるように、例えば、「生物ろ過法や担体流動法の点検回数は、処理方式は異なるが、これまでどおり接触ばっ気方式に準じて扱う」旨の表記を追加してほしい。	○御意見を踏まえ、本告示の施行通知において、生物ろ過法や担体流動法の点検回数はこれまでどおり接触ばっ気方式に準じて扱う旨を記載します。
2	遠隔監視機能があれば保守点検回数の期間が減少することは、保守点検料金にも影響があると考えられる。 浄化槽の遠隔監視技術を活用した管理の高度化等に関する検討資料 4-2 を確認した。 遠隔監視機能システムが、センサを用いた水位アラームアウトプットについても記載されてクラウドバックアップあったが、それらの装置の導入費用、通信を使ったランニングコストが価格優先される顧客に理解が得られるかわからない。 当該浄化槽に異常が発生した場合に速やかに適切な措置をとるための体制が確保されている場合に限る。とは、浄化槽設置の段階で取り決めが行っていないと考える。  遠隔監視機能を有しなくなった段階で、もとの点検期間に戻すかどうかを検討した方がいい。 画像監視技術や水質のモニタリング等の技術を通信しクラウドに蓄積してその情報が汚泥抜き取り、し渣清掃に活用される。 今回の遠隔監視機能を有する浄化槽保守点検の回数を定める件（案）の概要は、遠隔監視ではなく、遠隔警報装置ではないかと思う。	○遠隔監視装置を導入するコストと点検回数が減った保守点検費用の関係、すなわち、イニシャルコストとランニングコストとのバランスについては、導入前に維持管理計画の作成時において検討いただく必要があると認識しております。 ○また、浄化槽に異常が発生した場合に速やかに適切な措置をとるための体制が確保されているかについては、保守点検作業の契約書等にて確認する必要があると認識しております。 ○遠隔監視装置が適正に稼働しない場合には、正常に稼働できる状態に復旧されるまでの間は、本告示による特例の対象には当たらず、これまでどおり環境省関係浄化槽法施行規則第6条に定める回数で保守点検を行う必要があります。 ○なお、「遠隔警報装置」との御指摘につきましては、今回の遠隔監視装置は必要箇所にセンサを取り付けて遠隔で状況を把握する機能及び異常を検知した際の警報メールを通知する機能を有することを想定しており、遠隔監視を導入することにより遠隔地から機器類の稼働や処理機能の一部を確認することができるため、遠隔監視という名称が適切であると考えております。
3	遠隔監視機能の内容が不明であるのであまり意見が行えない。 基本として、機械としては常時監視で、かつ1秒1回程度のレートで動画記録を行い（解像度はQQVGA（160x120）程度で良い。1日数百MBで常時監視記録が作成出来ると思われる。）、それを1月程度保存する形であると望ましいと思われるのであるが（1箇所1月10GB程度で足りると思われ	○本告示の対象となる遠隔監視装置として、し渣かごのし渣貯留量が1か月分以内の場合にはし渣に重量や堆積上端を検知するセンサ、自動式スクリーンにあっては過負荷・漏電の警報をメール等で通知する機能やスクリーン手前の水位を計測し現在の水位及び経時変化をグラフ表示できる機能、ばっ気沈砂槽の堆積量の異常を検知してメール等で通知する機能や排砂エアリフトポンプ

<p>る。)、必要に応じての確認、及び遠隔監視機能を用いての定期的な目視確認が確実にされることを条件に、保守点検の頻度を減らせるとすることについては妥当性があると考えます。</p> <p>ただし、どうも改正案概要を見る限りだと、単に設備があるだけで、保守点検の回数を減らせる様なものになっているようであるが、それでは駄目だと考える。</p> <p>遠隔監視機能による定期的な確認については、保守点検と同等、その保守点検からの情報の抜け(臭いや漂っている雰囲気などはなかなか分からなくなってしまうであろう。)があることを考えるとそれ以上の頻度で行うべきと考えるが(1日1回以上でもよいくらいではないかと思われるが)、保守点検による管理上の機能を代替するためには、遠隔監視機能を導入するだけでなく、それによる定期的な確認をちゃんと行うようにされたい。</p> <p>遠隔監視機能を用いた定期的な確認がちゃんと行われるのであれば、定期点検の回数を減らすことを可とすることについてそこまで反対ではないが(なお、この際の規則も定めておくべきと考える。)、遠隔監視機能を用いた定期的な確認について行われないのであれば、定期点検の回数を減らすことについて賛成出来ない。</p>	<p>の風量を計測して異常を検知してメール等で通知する機能、流量調整槽にあっては現在の水位や経時変化をグラフ化する機能、異常水位時に警報メールを通知する機能、フロートスイッチのON/OFF 及び高水位となった時間が表示されるといった現場外からの遠隔によって状態を監視できる機能を有した装置を想定しており、これらの事項を本告示の施行通知において明らかにすることを予定しています。</p> <p>○本告示の対象は、上記の遠隔監視機能を有し、異常が発生した場合に速やかに適切な措置をとるための体制が確保されている浄化槽であり、こうした措置を通じて、浄化槽の適正な維持管理が確保されるようにしてまいります。</p>
<p>4</p> <p>当方は、市役所で、主に農業集落排水施設の維持管理を担当しております。</p> <p>今回、「遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を定める件」の改正が行われるということを知り、大いに期待をしたところでございますが、農業集落排水施設の現行主要型式である「J A R U S - X I V 型など(間欠ばっ気方式)」についての緩和措置がございませんでした。</p> <p>施設を管理している立場としては、農業集落排水の流入水量及び流入水質は比較的安定しているため、遠方からの監視が出来るという条件さえ整えば、実際に現場に保守点検に行く回数は、週に1回から2週に1回などへの緩和が出来ると思います。</p> <p>今後、ICTの更なる推進のために、「間欠ばっ気方式」の保守点検の回数の緩和措置を期待いたします。</p>	<p>○御指摘の活性汚泥法においては、既設浄化槽の稼働状況から検討した結果、保守点検頻度を1か月に1回程度に緩和することは、今回示した遠隔監視機能では困難であると考えられるため、今後の検討においては、膜分離方式のみ対象としております。</p>
<p>5</p> <p>今回の意見公募においては、「令和2年度規制改革実行計画」の関係部分の提示も、「令和2年度浄化槽リノベーション推進検討会」の関係部分(おそらく、どの様な条件であれば保守点検頻度の緩和を行って良いかの目安的な内容があるのではないかと思われるのであるが。)の提示も、無かったが、そういう資料はちゃんと添付するようにはしていただきたい。</p> <p>国民としては、資料無しで意見公募をされると困る。</p> <p>e-Gov における本案件意見募集要領及び資料の Word 文書での掲載もであるが、貴省はどうか行政省庁及び国家公務員として、おかしな方向に行っていないか。</p> <p>適切性を捨てていくのは行政機関として不適切であるので、姿勢を改めていただきたいと考える。</p>	<p>○本意見募集の趣旨、目的及び背景については、意見募集要領に記載しておりましたが、御指摘も踏まえ、今後のパブリックコメントを行う際の資料添付については、十分なものとなるように検討してまいります。その他の資料の添付につきましては、今後の対応の参考とさせていただきます。</p>